

令和 7 年 8 月

## 検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、「保医発 0731 第 2 号」により、下記項目につき検体検査実施料が新設され、令和 7 年 8 月 1 日より適用されることになりましたので、ご案内申し上げます。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬白

\*\*\*\*\* 記 \*\*\*\*\*

### ■新規保険収載項目

検査項目名	実施料	判断料	点数区分	備考
エムポックスウイルス 核酸検出	700 点	微生物 150 点	「D023」 微生物核酸同 定・定量検査 の「19」	(40) エムポックスウイルス核酸検出は、エムポックスウイルス感染が疑われる患者に対して、エムポックスウイルス感染の診断を目的として、皮膚病変、粘膜病変又は咽頭の拭い液を検体として、PCR 法により実施した場合に、本区分の「19」の SARS-CoV-2 核酸検出の所定点数を準用し、1 回に限り算定する。

以上